

## 投資情報

# 中国（上海）自由貿易試験区において大幅な金融規制緩和政策が導入開始

## ～銀総部発[2014]22号、上海匯発[2014]26号の施行～

中国（上海）自由貿易試験区（以下“自貿区”と省略）が 2013 年 9 月に正式に稼働しました。

自貿区では、ネガティブリスト方式での新規設立や、一部サービス業に対する規制緩和、及び改正「会社法」の施行に先駆けた授權登記資本金制度の導入などが既に実施されており、中国国内の他の地域に比類なき規制緩和政策が採られています。

一方において、大規模な市場開放が期待される金融分野では、「上海自由貿易試験区全体方案」や「自由貿易試験区銀行業監督管理関連問題に関する通知」等により資本項目の自由兌換や金利の自由化が謳われているものの、これまで当該規制緩和の実効性は乏しく、開放の方向性が示されたのみに止まっていました。

しかし今般、「自貿区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通知」（銀総部発[2014]22号、以下“22号通知”と省略）や「自貿区建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」（上海匯発[2014]26号、以下“26号通知”と省略）が施行され、特にグループ企業間でのキャッシュ・マネージメントでは大幅な規制緩和が実施されました。人民元建て取引では中国国内、海外のグループ企業間でのプーリングが認められ、更に集中決済では資本関係を有しない企業にまで認められています。また外貨建ての取引でも中国国内、海外のグループ企業に対して、プーリングや集中決済が認められています。特に、外貨の經常取引（貿易取引、サービス貿易取引）については、海外企業との相殺決済も認められるなど、画期的な規制緩和が含まれています。

但し、人民元建て資本取引や外貨資本金の元転<sup>1</sup>については従来と比べて大幅な規制緩和とは言い難く、またグループ企業間のキャッシュ・マネージメントの運用面においても規定の明確化が一段と求められる点には留意が必要です。

22号通知、26号通知の詳細は以下の通りです。

<sup>1</sup> 外貨資本金からの元転時には、資金用途が経営範囲に合致していることや、証憑を不要とする手元資金の限度額が月額 60 万人民元までとされていることなど、必ずしも緩和されているとは言い難い内容も含まれている。

## 1. クロスボーダー人民元建て取引の取扱い

22号通知はクロスボーダー人民元建て取引について定めており、その主要内容である以下3点((1)自貿区の区内企業による海外からの借入、(2)双方向(自貿区内と自貿区外間、自貿区と海外間)でのクロスボーダー・プーリング、(3)クロスボーダー人民元集中受領・支払い)について解説します。

### (1) 自貿区の区内企業による海外からの借入

22号通知では、区内企業によるクロスボーダー人民元建て資金の海外からの調達限度額や、当該資金用途について定められ、自貿区内に新設する企業の借入限度額は以下の新方式を採用することとなります<sup>2</sup>。

借入限度額	$\text{払込資本} \times 1\text{倍}^3 \times \text{マクロ・プルーデンス・パラメーター}$
-------	--

当該限度額の考え方は、払込資本をベースに、時々マクロ経済状況により当局により調整されるマクロ・プルーデンス・パラメーター(現行は暫定的に1が適用)を乗じた金額となります。従いまして、現状では、借入限度額は払込資本金額と同額となります。

当該方式で管理されるクロスボーダー人民元建て借入は期間1年超の中長期資金を前提としていますが、従来とは異なり、外債登記管理の対象外となっています。しかし総投資額の大きい企業には従来の外債登記管理方式の方が、より多くの資金を調達できることとなります。また資金用途についても、現時点において、投資有価証券(理財商品等を含む)、デリバティブ商品、委託貸付による借入は認められません。更に借入金額は自貿区の区内か海外のみに使用が限定されており、企業にとり必ずしも緩和されたとは言い難いと考えられます。

### (2) 双方向(自貿区内と自貿区外間、自貿区と海外間)でのクロスボーダー人民元建てプーリング

海外からの資金調達に係る規制が十分に緩和されていない上記の状況とは対照的に、多国籍グループ企業間でのキャッシュ・マネージメントには規制緩和が図られています。すなわち、22号通知では海外企業も含めたグループ企業間でのクロスボーダー人民元建てプーリングが認められており、その主要な要件は以下の通りです。但し、親子、持分会社等の投資性関連関係を有する“多国籍グループ企業”の定義が曖昧であり、留意する必要があります。

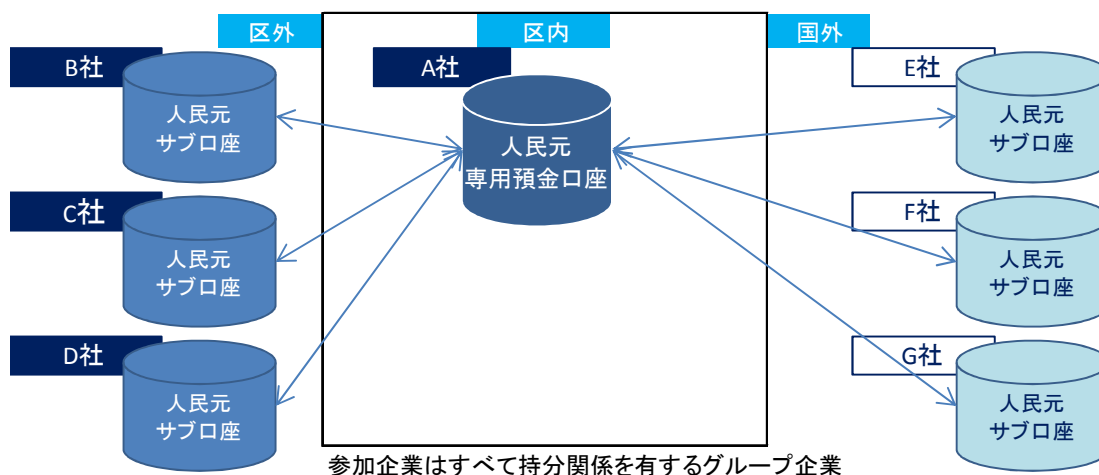
<sup>2</sup> 自貿区発足前に既に同区内に設立された企業が海外から人民元を借入する際には、従来の投注差か新方式かのいずれかを選択できるが、一旦、選択した後の変更は認められない。

<sup>3</sup> ファイナンスリース会社など非銀行金融機関の場合、掛け目は1.5倍。

【クロスボーダー人民元建てプーリングを行う為の主要要件】

項目	主要要件
プーリング対象企業	親子、持分会社等の投資性関連関係を有する多国籍グループ企業の中国国内外のメンバー企業間
プーリング口座の開設企業	自貿区内に登録、設立された企業(財務会社を含む)が、上海地区の銀行に専用口座を開設する * 当該口座とサブ口座間で資金を集中する。当該口座を独立して管理しなければならず、その他資金との混用は認められない
プーリングに利用可能な資金	企業の生産経営及び実業投資活動で生じたキャッシュフローのみ * 融資活動による資金の使用は当面は不可

【クロスボーダー人民元建てプーリングの取引図】

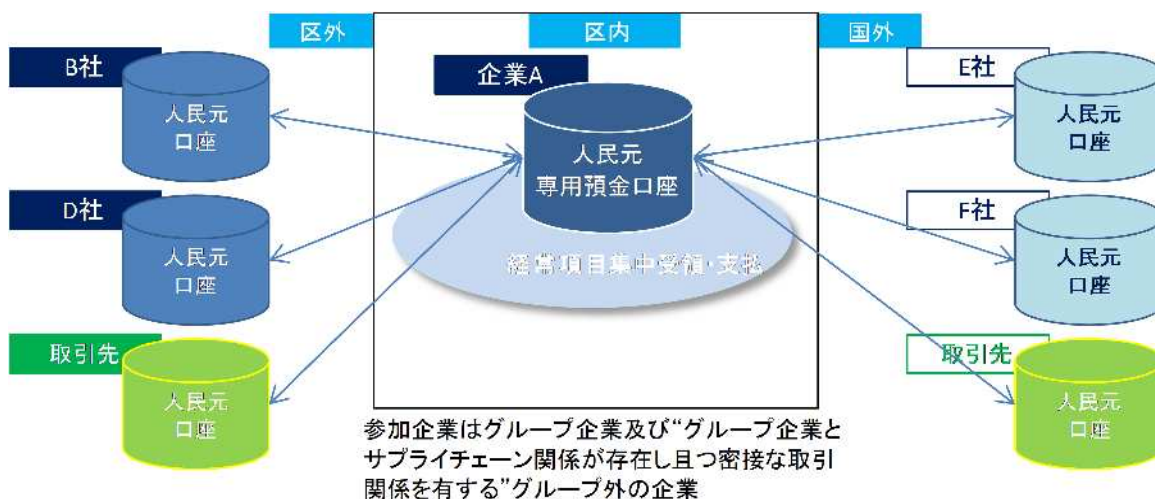


(3) クロスボーダー人民元建て集中受領・支払い

22号通知ではクロスボーダー人民元建て集中受領・支払いも認めており、持分関係を有する企業グループのメンバー企業だけでなく、グループ企業とサプライチェーン関係を有するグループ外の企業にまで、その範囲が拡大されています。但し、グループ外企業を集中受領・支払いの対象とする場合、“グループ外企業”の定義には曖昧さが残されており、実務運用を含めた今後の動向を注視する必要があります。

項目	詳細な要件
集中受領・支払いの対象企業	親子、持分会社等の投資性関連関係を有する中国国内外のメンバー企業間及び“グループ企業とサプライチェーン関係が存在し且つ密接な取引関係を有する”グループ外の企業
集中受領・支払い口座の開設企業	自貿区内に登録、設立された企業(財務会社を含む)が、上海地区の銀行に専用口座を開設する * 当該口座により、専用で集中受領・支払いを行う
集中受領・支払いに利用可能な資金	経常項目に限定した資金

### 【クロスボーダー人民元建て集中受領・支払いの取引図】



## 2. 外貨建て取引の取扱い

26号通知により、外貨建て取引はクロスボーダー人民元建て取引よりも、更に規制緩和されています。26号通知は、以下の通り、本則と4つの付属文書から構成されています。

### 「自貿区建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」(上海匯発[2014]26号)

#### 26号通知の付属文書

- 試験区多国籍企業本部外貨資金集中运营管理パイロット操作規定
- 試験区直接投資外貨登記操作規定
- 試験区外商直接投資企業の資本金任意人民元転操作規定
- 試験区国内外リースサービス外貨管理操作規定

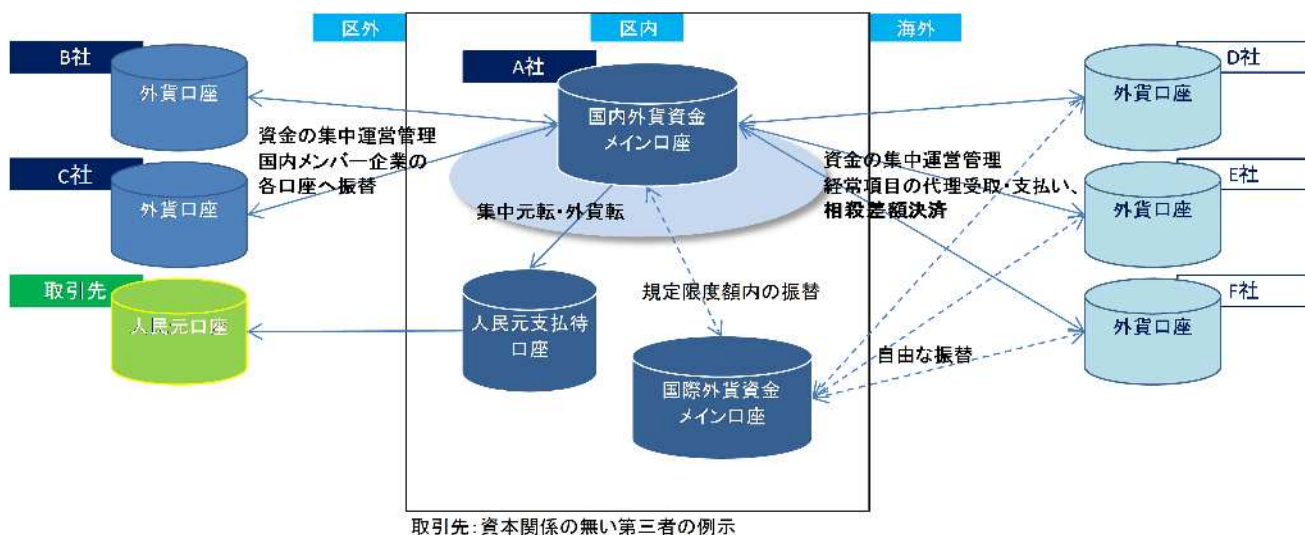
26号通知では、自貿区の区内企業自体の貿易決済に関する規定と、区内企業のグループ企業間での外貨建てキャッシュ・マネージメントに関する規定に大別されますが、本稿では後者に絞って説明します。

まず、26号通知で定めるキャッシュ・マネージメントの参加企業(所謂“メンバー企業(中国語: 成員公司)”)は本部企業のグループ内部で相互に直接的もしくは間接的に持分を所有する、中国国内外の法人(中国国内の分公司や海外事務所を含む)と定められています。従って、海外のグループ企業をも含むグローバル規模でメンバー企業間のキャッシュ・マネージメントが実現可能です。

また、外貨建てキャッシュ・マネージメントの前提となる本部企業とは、“政府関連部門が認定した多国籍企業地域本部、本部の特徴を持つ営業センター、国際貿易決済センター及びアジア太平洋オペレーションセンターを含むがそれに限らない”と定められています。しかし、地域本部等に該当しない企業が本部企業として認められるか否かについては、まずは外貨管理当局等に当該可否を事前に確認することが望ましいと考えられます。

一方、自貿区内の企業には直近3年以内に外貨取引に関する違法・規定違反行為がないことが求められます<sup>4</sup>。更に、幹事企業(区内企業が開設した集中管理口座のデータ報告や試行実施等を行う企業、中国語では“主弁企業”)には外貨管理上のA類企業に該当することが求められます。但し、当該企業ランクの降格時には別企業が幹事企業になることも可能です。これらの要件を満たした上で、以下のような国内外グループ企業間でのキャッシュ・マネージメントが可能になる旨を規定しています。

#### 【26号を利用した、外貨建てのキャッシュ・マネージメントの例】



また、当該キャッシュ・マネージメントの実務対応には、「国際外貨メイン口座」、「国内外貨メイン口座」、「人民幣待受け口座」の開設が必要となります。各口座の詳細は以下の通りです。

<sup>4</sup> 区内企業が貿易決済を行う場合、外貨管理上のA類企業に該当すること。

## (1) 国際外貨メイン口座

「国際外貨メイン口座」とは、海外との自由な資金往来が認められる口座です。海外からの調達資金を国内メンバー企業に融通する際や、国内メンバー企業の集中資金を海外メンバー企業と融通する際の経由口座であり、中国側のキャッシュ・マネジメントにおける資本取引口座的な性質を有しています。

「国際外貨メイン口座」では、海外からの調達資金に対しては外債登記を必要とするものの、“外債規模コントロールには組み入れない”としている為、同口座における海外からの資金調達可能金額に実質的な制限がありません。但し、「国内外貨メイン口座」以外への振替が認められず、且つ、当該口座への振替限度額は、以下の通り、外債登記枠を集中する企業の外債調達可能合計額までとなっています。言い換えれば、海外からの資金調達可能枠を集中させることを希望するメンバー企業内において、外債の未使用枠を融通することが可能となります。

### 「国際外貨メイン口座」から「国内外貨メイン口座」への振替限度額:

振替資金の純ポジション限度額＝

集中可能な外債限度額－集中借入外債の未償還残高＋集中対外貸付の未償還残高

一方、外債集中を希望しない企業は、従来通り、各社の外債登記枠を利用すると共に、当該外債利用枠はメンバー企業の外債の集中残高にはカウントしません。

また、国内グループ企業の外貨集中資金を使用し海外メンバー企業に貸付する際にも、以下の限度額内で、「国内外貨メイン口座」から「国際外貨メイン口座」へ振替した後に、貸付を実行します。言い換えれば、国内メンバー企業の所有者権益合計の50%までを限度として、海外グループ企業に対する貸付が可能となります。

### 「国内外貨メイン口座」から「国際外貨メイン口座」への振替限度額:

原則、国内メンバー企業の所有者権益合計の50%まで

## (2) 「国内外貨メイン口座」

「国内外貨メイン口座」では、経常項目の外貨資金集中受領・支払いや相殺決済が認められています。言い換えれば、中国側のキャッシュ・マネジメントにおける経常取引口座的な性質を有しています。更に、上述の外債や海外貸付の資金集中管理を行う際にも、「国内外貨メイン口座」と「国際外貨メイン口座」を通じて資金の振替を実施するなど、26号通知において最も重要な口座といえます。26号通知では、外貨資金集中受領・支払い、相殺決済をそれぞれ以下の通りに定義しています。

<b>外貨資金集中受領・支払い</b>	幹事企業が「国内外貨メイン口座」を通じて国内メンバー企業を代理して、経常項目の外貨受領・支払いを集中的に実施することを指す。
<b>相殺決済</b>	幹事企業が「国内外貨メイン口座」を通じて国内メンバー企業の経常項目に係る外貨受領予定・支払い予定資金を集中的に計算し、一定期間中の外貨受領・支払い取引を合算して1件の外貨取引とするオペレーション方式を指す。

外貨資金集中受領・支払い、相殺決済共に、毎月1回以上の実施が求められており、相殺実績が無い場合でも相殺決済件数をゼロとしたデータ申告が必要となっています。また、資金集中や相殺実務を行う幹事企業が財務公司ではない場合、外貨資金集中受領・支払いや貨物貿易の相殺決済時には、「貿易外貨受領・支払い企業リスト」の登記手続きが要求されています。更に、外貨の組戻し<sup>5</sup>期日と、元の受領・支払いの期日との間隔が180日超、或いは特殊な状況により規定に基づいたルートでの外貨の組戻しができない場合、幹事企業は貿易外貨業務登記手続きを行う必要があります。

また、幹事企業が行う主要な届出・報告は以下の通りであり、相応の事務負担が生じます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 毎月、以下の書類に対して、銀行の審査を受けた後、外貨管理局への送付が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特定業務(中国語: 創新業務、以下同じ)に係る企業経常項目収集外貨受取・支払い月報表</li> <li>✓ メンバー企業による上海市での経常項目の自社外貨受領・支払い月報表</li> <li>✓ 特定業務に係る企業経常項目相殺差額決済月報表</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 以下2種類の国際収支統計申告が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 集中外貨受領・支払い或いは相殺差額決済時の幹事企業の実際的外貨受領・支払いデータ</li> <li>✓ 集中外貨受領・支払い或いは相殺差額決済前へと逐次現状回復させた各メンバー企業の元の受領・支払いデータ(所謂“原状回復データ”)</li> </ul> </li> </ul> <p>相殺決済日或いは会計決済日の当日に銀行に対して、原状回復データの基礎情報及び申告情報を提出しなければならない。</p>

### (3) 「人民元待受け口座」

幹事企業は、「国内外貨メイン口座」から人民元転した資金を「人民元待受け口座」に入金します。各企業の人民元支払いの為に「人民元待受け口座」から出金する際には、当該企業の経営範囲内での使用が要求され、原則として同口座に滞留させてはならないとしています。

<sup>5</sup> 組戻し(くみもどし)とは、送金や振込みの完了後に、依頼人の都合により、当該依頼を撤回する際の手続きを指す。

尚、当該口座から各企業の取引先へ直接支払うのではなく、関連規定により参加企業の口座を経て対外支払いしなければならない場合には、当該待ち受け口座から、一旦、各企業の「人民元待受け口座」へ入金し、そこから出金することとなります。

更に、「国内外貨メイン口座」から「人民元待受け口座」への振替資金については、以下の要件も遵守する必要があります。

- 5 営業日以内に第三者に振替る
- 当該資金を用いての借入返済、立替金精算は不可

### 3. まとめ

22号通知、26号通知により、人民元建てではグループ外企業も含めた集中決済が、また外貨建てでは外債登記枠のグループ企業間集中や、更にこれまで進料加工取引など一部の例外を除き認められていなかった経常取引の相殺決済が可能となるなど、画期的な規制緩和が実施されました。これにより、グローバル規模での効率的なグループ企業間キャッシュ・マネージメントの可能性が広がることから、当該規制緩和の利用は検討の価値があると考えられます。

一方において、人民元建て集中決済取引におけるグループ外企業の定義は曖昧であり、その適用範囲については実務運用を含めた今後の動向を注視する必要があります。また外貨建てキャッシュ・マネージメントにおいても、地域本部等に認定されていない比較的小規模の企業が本部企業として認められるか否かは本スキームの根幹部分ですので、事前確認が望ましいものと考えられます。更に、幹事企業についても、外貨集中や相殺の実務においては事務負担が少なからずある上に、“幹事企業は本部企業により授権された国内企業でも可能”とされていますが自貿区企業以外でも容認されるのか、確認が必要です。また自貿区外に「国内外貨メイン口座」を開設することが認められるのか等の不明点も見られるなど、これらの実務運用も含め、注視すべき事項が幾つか残されている点には留意が必要です。



トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited